

バス業における起因物なしを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	20～21	ダイヤ乗務終了後、営業所に到着し、運転席から立ち上り、輪止めをよけながら左足から降りた際、右足を出そうとしたところ、左足に痛みを感じ声を出した。	36～299	100～299
1	17～18	車庫内において高齢者疑似体験教習を実施中、身体に疑似体験ベスト（重さ4kg）、足首用錘（片足1kg×2）、手首用錘（0.5kg×2）および両ひざから首にベルトを着用し腰をかがめる、前かがみ姿勢体験ベルトを着用しながら行い、腰を捻挫した。	35～499	300～499
1	17～18	車庫内において高齢者疑似体験教習を実施中、身体に疑似体験ベスト（重さ4kg）、足首用錘（片足1kg×2）、手首用錘（0.5kg×2）および両ひざから首にベルトを着用し腰をかがめる、前かがみ姿勢体験ベルトを着用しながら行い、腰を捻挫した。	44～499	300～499
1	6～7	営業所構内で、始業のためバスの車両点検を行っていた。早朝で周囲は暗く、バスに乗り込む際、ワンステップバス（段がある）のつもりで足を踏み出したが、実際はノンステップバスだったため段がなく、体勢が崩れて倒れそうになり、踏ん張った際に腰を痛めた。	57～299	100～299
2	6・7	乗務していたバスが故障した為、車庫から回送された代わりに車両と振替を行った。空港行きのバスであり、急いでいるお客様もいた為、荷物積み替えの際に慌ててバスから飛び降りて走ったところ、右足に痛みを感じたものである。その後、しばらくは運転を続けたが、痛みがひどい為、運行管理者に乗務員交代を申し出た。	40～299	100～299

3	9~10	運行前点検時、車両から下車し地面へ着地した際に、バランスを崩して右下腿部に負荷がかかり負傷した。	58	30 ~ 49
3	10~11	アドブルー（窒素酸化物を中和する液体）をバスに注入する作業時、狭いスペースで体勢が悪く、液体が思っていたより重かったため、予想以上に負荷がかかり姿勢に無理が生じ、腰を痛めてしまった。	39	50 ~ 99
3	15~16	朝から季節の変わり目によく起きる腹痛に見舞われながら営業中、バス停で車いす客の乗車扱いをした際に、腰に負担がかかったと気付かずに営業を続行し、依然として腹痛が治まらないので、車庫前で乗務交代を行い早退が、腰に激痛が生じた。	47	100 ~ 299
4	19~20	被災者は路線バス運転士で、前半乗務を終了し入庫した。入庫後、食事と休憩を取り、後半ダイヤの点呼時間になったため、2階休憩室から1階の点呼執行所へ向かった。階段を小走りで下りていたところ、左足から「びきっ」という音がし、激痛が走り歩行困難となった。	47	100 ~ 299
4	6~7	朝出勤し点呼を受け、出かけようと事務所入口から外へ出た所で後ろを振り返ったところ、入口のスロープ段差に足をとられてバランスをくずした。その際に右足甲を捻ったが大丈夫と思い、バスに乗務して帰る途中に痛みが増し、後日に骨折と判明した。	41	100 ~ 299
5	8~9	お客様の荷物をバスから降ろす際、重い荷物を持った時に腰と膝を痛めた。	40	100 ~ 299
6	22~23	路線バスに乗務中、バス停で降車した旅客が車内に戻って来た後、その旅客に暴行されたと申告があったものである。	46	100 ~ 299
6	11~12	車椅子のお客様と介助者が乗車の際、車椅子のお客様は、介助者と自身の足で乗車し、車椅子を乗務員が抱えて車内へ運ぼうと持ち上げた時、腰部を痛めたものである。	53	100 ~ 299
		車庫内にある洗車機で車両の洗車を行うため、運転席の窓を開け、スイッチに右手		100

7	9~10	を伸ばしたが届かず、腰を少し浮かし中指で押したところ負傷した。	37	~ 299
7	8~9	駅でお客様扱い終了後、バス停にいた方よりバスの止め方について注意された事について、イライラして来たため運転席後ろの広告板に右手甲で殴打し、右第4、第5CM関節脱臼骨折右有鈎骨骨折となった。	34	50 ~ 99
7	9~10	バス停で車いす客の乗車扱いをした際に、激痛を感じ更にバス車内にて車椅子のタイヤで足を踏まれ、左足と腰に痛みを感じながら何とか折り返し営業を行い車庫前にて乗務交代を行った。そのまま休業したもの。	55	100 ~ 299
7	12~ 13	1番乗り場にて乗車扱い中、子供を抱いた女性のお客様から、荷物を上げる手伝いの依頼を受けた。発車時刻が迫っていたことと軽量であると判断して片手で持ち上げたが、荷物が想像以上に重く、腰を負傷した。	53	100 ~ 299
9	16~ 17	上記日時場所にて、車イスを乗車させている時、車イスの重さで腰を痛めたものである。	49	100 ~ 299
9	11~ 12	仮眠室で休息を取ったあと、トイレで排尿した際、突然意識を失い床に倒れ、その際の衝撃で右手親指と前歯3本を負傷したもの。なお、倒れた際の記憶がないため、負傷部位をどこに打ち付けたかは不明である。	39	100 ~ 299
9	8~9	運行中バス停において、電動車椅子のお客様を乗車する際、腰を痛めたものである。	59	50 ~ 99
9	15~ 16	貸切業務を担当、目的地の学校に到着してお客様が降車された後に、車内の忘れ物等を確認するために腰を屈めたところ、腰に痛みが走り負傷した。	30	50 ~ 99
10	20~ 21	乗務終了の点呼を受け、自家用車に荷物を置いて、営業所へ戻ろうとした際に明かりの加減で水溜まりの様に見えた箇所があったため、飛び越え着地した際に足に痛みが走った。	20	30 ~ 49
		スロープ板を使用し電動車椅子を乗車させる際、スロープ板との角度が緩やかでな		50

10	11～ 12	かったため、車椅子の前部がスロープ板に接触して乗車できなくなり、前方に回り込み引き上げた時に腰部を痛めた。引っかからないよう後方から車椅子を引きながら降車させた際、再度腰部を痛めた。	52	～ 99
10	19～ 20	バス停を出発し、ロータリーをUターンした辺りでノロノロ運転になりエンストする。その後エンジンをかけ直し、再出発しようとするが、異変にお客様が気づき、端に寄せて止まりましょうと促されパチンコ店手前のゼブラゾーンに停車した。お客様に大丈夫ですか！扉を開けてくれますか！と声をかけられ扉を開けた後、エンジンを停止させ、運転席でうつ伏せになった。	57	～ 299
10	6～7	車イスのお客様を降車させるため、スロープ板を渡そうとしたが、スロープ板が開かないため使えない。そこで車イスのお客様を抱えて降車させている際、足を捻って捻挫したもの。	61	～ 99
11	19～ 20	駅発、大学行きを運行中、終点の大学病院・大学にて乗り込んでいた相手方に声を掛けたところ、逆上して怒鳴り始め、動こうとしなかったため、営業所へ連絡し状況を報告し、助役の到着を待っていた。その後、相手方が運賃を払わずに降車しようとしたため、「運賃を頂いてないですよ。」と声を掛けたところ、右前腕部を殴られたものである。	51	～ 299
11	9～ 10	学校付近交差点信号停車中、車内の男子生徒（養護学校生徒）が運転席フロントガラス方向に向かって来た。安全確保のため制止しようとしたが、生徒が暴れだし体全体を強く打ち腰を捻ってしまった。	55	～ 299
11	19～ 20	駅ロータリーにて、バス車内に降車したお客様の忘れ物があった為、急いで届けようと、バスを降り、走ろうとしたところ、左足に痛みが出た。	45	～ 299
12	14～15	お客様の荷物の積み降ろしをしていた際、腰に負担が掛かり、違和感を抱いた。翌日の朝、腰に痛みが出た。	58	～ 49

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html